

自転車に乗るときは、交通ルールを正しく理解して、安全運転に努めましょう!!

生徒用

交通ルールを守る

※ 自転車はクルマの仲間です

自転車に乗る人が守るべき基本ルール

自転車安全利用五則

- 1 車道が原則、左側を通行
歩道は例外、歩行者を優先
- 2 交差点では信号と一時停止
を守って、安全確認
- 3 夜間はライトを点灯
- 4 飲酒運転は禁止
- 5 ヘルメットを着用



【自転車の交通ルール動画【中・高生用】
(愛知県警より)】



自転車も標識に従う義務があります

注意したい道路標識



車両進入禁止



車両通行止め



徐行



一時停止



一方通行



歩行者等専用



普通自転車等及び歩行者等専用



自転車横断帯

これらはすべて法令等の違反

罰則強化

傘さし運転



大音量のイヤホン等



並進走行



二人乗り



スマホ・携帯電話等の使用



5万円以下の罰金

2万円以下の罰金又は科料

6月以下の懲役又は
10万円以下の罰金

その他の違反 信号無視、夜間の無灯火、車道右側通行、指定場所一時不停止など

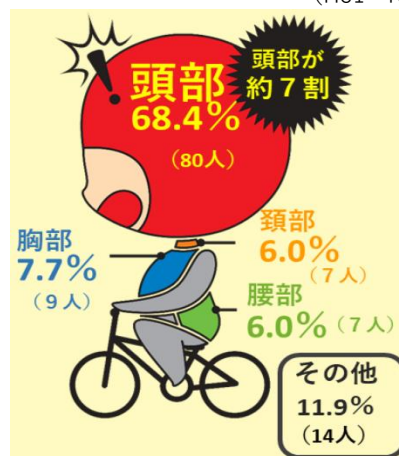
ヘルメット着用は努力義務

ヘルメットを着用していれば
助かる命が数多くあります。

ヘルメット着用時と非着用時の致死率の比較



県内自転車死者の負傷主部位構成率
(H31～R5)



【愛知県警「ヘルメット着用啓発資料」より】

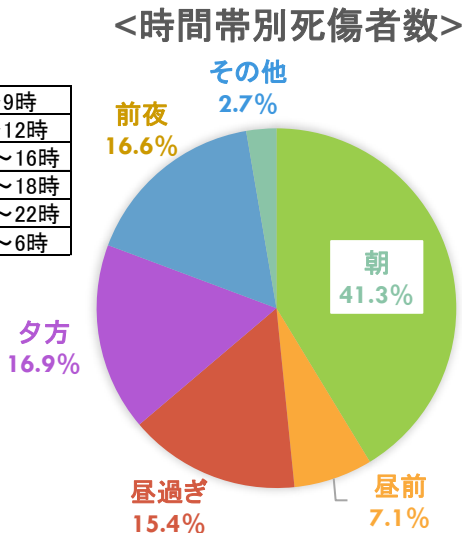
大切な「いのち」を交通事故から守る

高校生が死傷する交通事故の
8割以上が自転車乗車中！

朝(6時～9時)の事故が4割超



朝	6時～9時
昼前	9時～12時
昼過ぎ	12時～16時
夕方	16時～18時
前夜	18時～22時
その他	22時～6時



【愛知県警「過去5年間（令和元年～5年）の高校生の交通事故データ」より】

交通事故に遭った時の対応

<被害者となった場合>

- ①警察・保護者・学校への連絡
- ②相手の住所、名前、連絡先、車両ナンバーなどを確認
- ③医師の診断を受ける

<加害者となった場合>

- ①直ちに運転を中止（止まる）
- ②負傷者の救護（助ける）
- ③警察への届出（届け出る）
- ④車両の移動など、現場で必要な措置をとる
- ⑤相手の住所、名前、連絡先などを確認する

自転車事故の加害者の責任

・ 刑事上の責任

「重過失致死傷罪」等に問われる

「罰金以上の刑」によって免許を与えられないことがある。（医師、看護師、薬剤師、栄養士 等）

「禁固以上の刑」によって資格を与えられないことがある。（教育職員、弁護士、裁判官 等）

・ 民事上の責任

損害賠償金の支払い

<高校生が加害者となった高額損害賠償例>

自転車で車道を斜めに横断し、対向車線を自転車で直進してきた男性（24歳）と衝突し、男性には重大な障害（言語機能の喪失等）が残った。

賠償金額
9,266万円

・ 道義的な責任

被害者へ誠実に謝罪し、見舞い償う

・ 行政上の責任

悪質な自転車事故を起こした自転車運転手に対し、道路交通法103条1項8号を根拠に自動車運転免許の停止処分が行われることがある